

ファイナンシャル・ライセンス・コンサルタンツ株式会社（以下、FLCという。）との事業提携に基づき、以下の事業出資スキームに出資参加していただく投資家様（以下、特定投資家という。）を12名（個人/法人）に限定して募集しております。

■事業出資スキームの概要

- ① 特定投資家は、第2種金融商品取引業登録を目的とする新会社を設立し、**資本金1400万円を出資して、持株比率100%の株主**となります。
- ② 特定投資家は、「株式譲渡契約」に基づき、新会社設立から**14ヵ月以内**に、新会社を2400万円で、FLCまたはFLCが指定する第三者へ売却します。
- ③ 特定投資家には、FLCまたはFLCが指定する第三者へ、新会社を**2400万円で売却**することで「**株式譲渡利益1000万円**」が発生します。
- ④ 特定投資家には、「事業出資スキーム」を利用することで、新会社への出資金1400万円に対して**年58%~70%の利回り**が発生します。

■事業出資スキームに基づき、特定投資家とFLCとの間で締結される契約書は以下のとおりです。

「事業提携契約書」 → 「コンサルティング業務委託契約書」 → 「株式譲渡契約書」

1、「事業提携契約書」の締結

- ・ 特定投資家とFLCとの間で最初に締結する契約であり、事業提携と出資予約に関する内容を記載しております。
- ・ 特定投資家が、新会社に係る以下の事項をすべて認諾した場合に限り、資本金1400万円を出資して新会社設立手続きを開始します。
 - ① FLCが紹介した取締役役員及び従業員（以下使用人という。）を雇用すること。
 - ② FLCが紹介した司法書士に法人設立登記に係る業務を委託すること。
 - ③ FLCが紹介した弁護士または行政書士に第2種金融商品取引業登録に係る業務を委託すること。
 - ④ FLCが紹介した公認会計士に会計事務等に係る業務を委託すること。
 - ⑤ FLCが紹介した賃貸不動産を営業事務所とすること。

2、「コンサルティング業務委託契約書」の締結

- ・ 「事業提携契約書」を締結した後に、特定投資家または新会社とFLCとの間で締結する契約であり、コンサルティング業務委託に関する内容を記載しております。
- ・ 特定投資家が、前1項の各号をすべて認諾した後に、新会社の法人設立手続きを行う段階において契約を締結します。

3、「株式譲渡契約書」の締結

- ・ 「コンサルティング業務委託契約書」を締結した後に、新会社の法人設立登記が完了した段階（登記申請から約1カ月）で、特定投資家とFLCとの間で締結する契約であり、特定投資家が有する新会社の株式譲渡に関する内容を記載しております。
- ・ 特定投資家（売主）が有する新会社の株式全部を、新会社設立から14ヵ月以内に、譲渡価格2400万円にて、FLCまたはFLCが指定する第三者（買主）に譲渡する。
- ・ FLCまたはFLCが指定する第三者は、特定投資家に譲渡代金2400万円を支払う時点における、新会社が有する資産・負債及び使用人を承継する。

4、新会社が締結する各種契約

新会社は、以下の契約を締結をします

- ① FLCが紹介した司法書士と法人設立および法人設立登記に係る業務委託契約
- ② FLCが紹介した弁護士または行政書士と第2種金融商品取引業登録に係る業務委託契約
- ③ FLCが紹介した公認会計士と経理事務等に係る業務委託契約
- ④ FLCが紹介した賃貸不動産を営業事務所とする不動産賃貸借契約

■特定投資家の出資リスク

- ・ 特定投資家は、出資金1400万円を本人以外の第三者に預託することはありません。
- ・ 特定投資家は、新会社に資本金として出資した1400万円を、新会社の銀行預金口座において、留保資金として本人自身で管理することができます。
- ・ 特定投資家は、新会社の「人件費・営業事務所の賃料等」の固定費を、月1回のネットバンキングで支払いますので煩雑な事務をおこないません。
- ・ 特定投資家は、新会社の会計処理を公認会計士がすべて代行しますので、経理事務をおこないません。
- ・ 新会社の取締役役員及び従業員は、証券会社、銀行等の金融機関において、一定期間以上の職務経験を有しており、社会的に信用力の高い人材です。

以上